

議案第五十三号

三朝町職員旅費支給条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員旅費支給条例等の一部を改正することについて、地方自

治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の

議決を求めらる。

昭和四十四年五月二十一日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四拾四年五月二十一日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町条例第 号

三朝町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例

(三朝町職員旅費支給条例の一部改正)

第一条 三朝町職員旅費支給条例(昭和二十八年三朝町条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 この条例は、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に關し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- 1 町長の事務部局の職員(助役及び収入役を除く。)
- 2 議会の事務部局の職員
- 3 教育委員会の事務部局の職員(教育長を除く。)
- 4 農業委員会の事務部局の職員

五 水道企業職員

六 温泉会館企業職員

3 町が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによるものとし、支給する額は、別表のとおりとする。

第二条中「但し」を「ただし、」に改める。

第三条中「場合の外」を「場合のほか、」に、「但し」を「ただし、」に、「以て」を「もつて」に改める。

第五条中「支所」を「出張所」に改める。

第六条の二中「第一条」の下に「第三項」を加える。

別表第一を次のように改める。

区分	鉄道賃		船賃	車馬賃 (一キロにつき)	日当 (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
	県内	県外				県内	県外	
一等級及び二等級の職務にある者	普通旅客運賃	普通旅客運賃及特別料金	普通旅客運賃及び特別料金	六円	五〇〇円	二〇〇〇円	二五〇〇円	五〇〇円
三等級から五等級の職務にある者					四〇〇円	一六〇〇円	二〇〇〇円	四〇〇円

(三朝町長等給与条例の一部改正)

第二条 三朝町長等給与条例(昭和二十八年三朝町条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方自治法第二百四条」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第三項」に、「町長等」を「町長、助役及び収入役(以下「町長等」という。)」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二条中「町長、助役及び収入役」を「町長等」に改める。

第六条中「支給については三朝町職員の給与に関する条例を準用する」を「支給に関しては、一般職の職員の例による。」に改める。

第九条中「料」を「キロメートル」に、「の外」を「のほか」に改める。

第十一条中「支所」を「出張所」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

第十三条 第七条から前条までに定めるもののほか、町長等の旅費の支給に關しては、一般職の職員の例による。

別表第二中

	二等 運賃
	一等 運賃
	上級 運賃

を

	普通旅客 運賃
	普通旅客 運賃及び 特別運 車料金
	普通旅客 運賃及 特別運 料金

に

改める。

(議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年三朝町条例第十
九号)の一部を次のように改正する。

別表中

二等運賃
一等運賃
上級運賃

を

普通旅客運賃
普通旅客 運賃及び 特別車両 料金
普通旅客 運賃及び 特別船室 料金

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十四年五月十日から適用する。